

ひとり親家庭のかたが受けられる支援のご案内

(子育て支援課 支援係)

子育て支援課には、ひとり親のかたのさまざまな相談をお受けする母子・父子自立支援員がおります。各種制度の詳細のほか、ご相談したいことがある場合は【048-271-9441】までお電話ください。

〈受付時間〉 月～金曜日 9～17時（土日祝日・年末年始を除く）

〈受付場所〉 子育て支援課窓口

2025.8



【就労支援】

①自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、給与増額や転職のために、教育訓練給付の対象講座（介護福祉士実務者研修、医療事務講座、社会保険労務士講座など）を受講し修了したときに、受講費用の一部を支給します。

対象講座は右の厚生労働省のホームページから検索できます。

※⑦の母子父子自立支援プログラム策定が必要となります。



②高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、対象資格（看護師、保育士、美容師など）を取得するために養成機関で修業するとき、修業中の一定期間、生活費の一部として給付金を支給します。

住民税非課税世帯で月額 100,000 円、住民税課税世帯で月額 70,500 円です。

③高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の母、父または児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の受講を開始したときなどに、受講費用の一部を支給します。

※⑦の母子父子自立支援プログラム策定が必要となります。

④母子父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の母または父に対し、個々の状況やニーズに沿った自立支援プログラムを作成し、自立に向けて支援します。

※複数回、子育て支援課にて面談を行います。

【養育費】

⑤養育費確保支援事業補助金

ア) 公正証書等の作成経費補助…養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等にかかる費用を補助します。上限は 43,000 円です。

イ) 養育費保証契約締結経費補助…新たに保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかる費用を補助します。上限は 50,000 円です。

※ア・イともに作成後 6 か月以内のものが対象です。

裏面もご覧ください。

【貸付】

⑥母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭のかたが就職に必要な技能を習得するための資金、お子様が修学するための資金等をお貸しする制度です。

貸付であるため審査があり、必ず返済していただくことが条件となります。

主な内容

就学支度資金	お子様の専門学校・大学等の入学費用等
修学資金	お子様の専門学校・大学等の授業料
技能習得資金	ひとり親のかたが就職するために必要な知識・技能を習得するための費用

※お子様の専門学校・大学等の学費については、日本学生支援機構が行っている給付型奨学金等がありますので、お子様の進学先が決まる前（6～9月）に、情報収集をお勧めします。

ご不明な点は、母子・父子自立支援員までご相談下さい。

【ご注意ください】

②と⑤イは児童扶養手当受給者、または児童扶養手当と同等の所得水準のかたが対象となります。

①～③については学校や講座の申し込み前に、事前相談と申請が必要です。

【参考】子育て支援課支援係以外の問い合わせ窓口

以下の制度はひとり親家庭に限らず申請可。条件や審査があります。

※二次元コードをクリック（タップ）するとリンク先にアクセスできます。

市営住宅	お申し込みは5月・9月・12月。 申込書は期間中のみ配布しています。	埼玉県住宅共有公社 市町村営住宅課 Tel 048-829-2878 
就学援助	小・中学生のいる家庭に対し、学用品費や給食費などを援助します。 ※受付は各小中学校となります。 ※所得審査があります。	川口市教育局 指導課庶務係 Tel 048-259-7663 
子どものショートステイ・トワイライトステイ	保護者のかたが入院や通院などの理由で、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなったときに児童福祉施設等でお預かりします。事前申請要。 対象年齢：18歳到達後最初の3月31日を迎えるまで。	川口市子育て相談課子ども家庭相談係（こども家庭センター） Tel 048-259-9005 
川口市奨学資金貸付	経済的な理由により修学が困難なかに修学費用を貸付します。貸付の申し込みは8月・10月・1月。 ※貸付には条件や審査があります。	川口市教育局 庶務課庶務係 
日本学生支援機構	経済的な理由により大学・専門学校の修学が困難な学生に修学費用を給付・貸付します。 ※給付・貸付には条件や審査があります。	日本学生支援機構 Tel 0570-666-301 